

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

＜資産証券化商品＞ 信託受益権 202609(契約番号 94-82002)

【新規】

信託受益権予備格付	A A A
A B L 予備格付	A A A

■格付事由

本件は、残価設定型を含むオートローン ABS に対する格付である。

1. スキームの概要

- (1) オリジネーター兼サービサー（オリジネーター）は、多数の個人または法人に対して有するオートローン債権（対象債権）を株式会社あおぞら銀行（オートローン債権信託受託者）に信託し（オートローン債権信託）、受託者はオリジネーターを当初受益者として優先受益権、劣後受益権および現金準備金受益権を交付する。
- (2) みずほ証券株式会社は、あおぞら銀行（特金信託受託者）へ金銭を信託設定する（特金信託）ことで特金優先受益権および特金リザーブ受益権を取得し、特金信託受託者は、信託された金銭および特金貸付投資家（ABL 投資家）から特金貸付（ABL）を借り入れた金銭により、オートローン債権信託の優先受益権をオリジネーターから譲り受ける。みずほ証券は、特金優先受益権投資家へ特金優先受益権を譲渡する。オートローン債権信託の劣後受益権および現金準備金受益権はオリジネーターが引き続き保有する。
- (3) 対象債権の信託設定に際し、オリジネーターは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（動産・債権譲渡特例法）第 4 条第 1 項に定める登記により第三者対抗要件を具備する。
- (4) オリジネーターは信託事務委任契約に基づき、サービサーとして対象債権の回収を代行し、その回収金を毎月受託者に引き渡すほか、貸倒債権買戻上限額に満つるまで貸倒債権の買戻しを行う。信託期間中、これらの回収金および買戻し代金によりオートローン債権信託の優先受益権の元本償還と配当の支払いが行われ、特金信託ではこれを原資に特金優先受益権および ABL の元本の償還/返済と配当/利息の支払いが行われる。
- (5) 本件では信用補完・流動性補完措置として、優先劣後構造、現金準備金の設定が採用されている。なお、バックアップサービサーの設置は当初留保されている。

2. 仕組み上の主たるリスクの存在

(1) 対象債権の貸倒リスク・キャンセルリスク

オリジネーターが保有するオートローン債権の債務者について、破産・支払遅延等が発生した場合、オートローン実行後にキャンセルが行われた場合に、債権の回収が予定通り行われないリスクがある。このリスクに対して、貸倒率やキャンセル率等の過去実績にもとづき、特金優先受益権/ABL について必要とされる劣後水準を設定している。対象債権には適格要件が設定されているため、母体債権より質の劣る債権が譲渡されていることはないと判断される。

(2) サービサーの信用悪化に係るリスク

① コミシングリング・リスク

対象債権からの回収金はサービサーのもとに約 50 日間滞留した後、オートローン債権信託受託者に送金される。オリジネーターが万一破綻した場合、回収金がオリジネーターの資産と混同され、引き渡しが行われず予定通り行われないリスク（コミシングリング・リスク）が生じうるが、本件では当月の約定返済金相当額を仮払金と

して引き渡すことにより、コミングリング・ロスを縮減する方策がとられている。これに加え、劣後受益権の一部がコミングリング・リスク対応信用補完となっている。

② バックアップサービス体制

オリジネーターに関して、信託債権回収金等の送金義務の懈怠などサービス交代事由が発生した場合、オートローン債権信託受託者は現サービスへの事務委任を解除することができる。また、オートローン債権信託契約等において、バックアップサービス設置事由が発生した場合のバックアップサービス（BUS）の選任およびサービシング業務の承継に関する規定が定められている。

(3) 信託内のキャッシュフロー不足リスク

本件では、流動性補完措置としてオートローン債権信託及び特金信託の信託報酬、優先受益権にかかる予定配当およびバックアップサービスが発動した場合のサービシング手数料の一定期間分ならびに引継費を現金準備金として当初から準備している。

3. 格付評価のポイント

(1) 損失、キャッシュフロー分析および感応度分析

本件分析は、貸倒率・キャンセル率・期限前返済率等のヒストリカルデータ及び詳細な属性データを分析しキャッシュフロー上の特徴を考慮し、劣後部分の水準がキャッシュフローの予想損失・予想回収額・債務者の分散度に比して十分か否かを主要なポイントとした。

貸倒率については過去実績から算出されたベース貸倒率に対して今後の見通しを勘案して一定のストレスをかけてキャッシュフローを分析した（ストレス考慮後の想定貸倒率は 0.312%）。本件証券化では貸倒債権の内、長期延滞債権の計上基準として 2 ヶ月超延滞が採用されている。キャンセルについてはオリジネーターにおけるキャンセル発生の実態に即し、一定の金額を本件において発生するキャンセル額とした。また、対象債権には一部残価設定型のオートローンが含まれており、残価部分の回収可能性を織り込んで劣後水準を算定している。

期限前返済率についてはダイナミックデータなどから算出されたベース期限前返済率を算出し、今後の見通しを勘案して一定のストレスをかけてキャッシュフローを分析した（ストレス考慮後の想定期限前返済率は AAA で 3.322%）。なお、期限前返済率がゼロとなるケースも合わせて計算し、保守的な結果を採用している。

本件で設定されている劣後金額は上述のストレスを考慮して計算された、本件で必要とされる劣後金額の水準を上回っており、特金優先受益権および ABL について AAA 相当のリスクの範囲内で元本償還/返済・配当支払/利払いを行うのに十分な水準であることを確認している。

以下の前提のもとで、期中に貸倒率がベース貸倒率を上回って変化することを仮定とした感応度分析を行った。

（前提）

- ・ 評価時点は信託開始日時点
- ・ 算定手法は上記と同じ手法

感応度分析の結果、特金優先受益権/ABL に対して採用するベース貸倒率を 0.09%に移動させた場合には、劣後比率 15.03%を前提とした格付は「AA」となった。

(2) その他の論点

- ① オリジネーターからオートローン債権信託受託者への信託譲渡およびオリジネーターから特金信託受託者への優先受益権の譲渡ならびにみずほ証券から特金優先受益権投資家への特金優先受益権の譲渡は真正な譲渡を構成するものと考えられる。

- ② 2つの信託の信託口座は、一定の水準以上の短期格付またはこれと同程度の長期発行体格付をJCRから付与されている金融機関に開設されている。
- ③ 関係当事者の本件運営にかかる事務遂行能力に現時点で懸念すべき点はみられない。

以上より、特金優先受益権およびABLについて、規定の配当ならびに利息が規定どおりに全額支払われること、および最終信託計算期日までに元本が全額償還または返済されることの確実性は、優先劣後構造および法的手当てによって「AAA」と評価できる水準が維持されていると考えられ、特金優先受益権およびABLの予備格付を「AAA」と評価した。

なお、この予備格付では、26年7月末時点でカットオフした仮の債権プールにもとづいて分析を実施しているが、実際の信託設定までに債権プールが変更されることも想定されており、本格付の際の劣後比率は予備格付の数値と差異が生じる可能性がある。

【裏付資産のキャッシュフロー】

未公表

【予定償還スケジュール】

未公表

(担当) 荘司 秀行・濱口 尚夫

■格付対象

【新規】

対象	当初発行額/実行額*	劣後比率*	信託期間満了日**	クーポン・タイプ	予備格付
特金優先受益権	債権残高×(1-15.03%)以下の金額	15.03%*以上	2042年9月30日	固定金利	AAA
ABL			2042年9月30日	固定金利	AAA

※ 当初発行額/実行額については2026年9月28日までに決定予定。

* 劣後比率は2026年9月28日までに確定する最終プールにもとづいて確定予定。

** 本件における事実上の法定最終償還期日

＜発行の概要に関する情報＞

オートローン債権信託設定日	2026年9月28日(予定)
特金信託設定日	2026年9月30日(予定)
特金優先受益権譲渡日***	2026年9月30日(予定)
ABL 実行日	2026年9月30日(予定)
償還/返済方法	未定
流動性・信用補完措置	優先劣後構造、現金準備金 ※劣後比率：15.03%以上（劣後比率：1－(特金優先受益権＋ABL)÷対象債権元本）

上記格付はパーゼルⅡに関連して金融庁が発表した『証券化取引における格付の公表要件』を満たしている。

*** 本件における事実上の発行日

＜ストラクチャー、関係者に関する情報＞

オリジネーター	東京都所在の大規模その他金融業
アレンジャー 特金信託委託者	みずほ証券株式会社
オートローン債権 信託受託者 特金信託受託者	株式会社あおぞら銀行

＜裏付資産に関する情報＞

裏付資産の概要	未公表
裏付資産発生の概要	未公表

裏付資産プールの属性	未公表
適格要件（抜粋）	未公表
加重平均金利	未公表

格付提供方針等に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2026年8月17日

2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：湊岡 由典
主任格付アナリスト：荘司 秀行

3. 評価の前提・等級基準：

評価の前提および等級基準については、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」（2014年1月6日）として掲載している。

4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：

本件信用格付の付与にかかる方法（格付方法）の概要は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に、「オートローン債権」（2014年6月2日）の信用格付の方法として掲載している。回収金口座や倒産隔離など他の付随的な論点についても上記のページで格付方法を開示している。

5. 格付関係者：

（オリジネーター等） 東京都所在の大規模その他金融業（ビジネス上の理由により非公表：オリジネーター名が公表された場合、オリジネーターのレピュテーションへの影響等の不利益が生じる可能性があるため）
（アレンジャー） みずほ証券株式会社

6. 本件信用格付の前提・意義・限界：

本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。JCRは、格付付与にあたって必要と判断する情報の提供を発行者、オリジネーターまたはアレンジャーから受けているが、その全ては開示されていない。本件信用格付は、資産証券化商品の信用リスクに関する意見であって、価格変動リスク、流動性リスクその他のリスクについて述べるものではない。また、提供を受けたデータの信頼性について、JCRが保証するものではない。

本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：

- ① 格付対象商品および裏付資産に関する、オリジネーターおよびアレンジャーから入手した証券化対象債権プールの明細データ、ヒストリカルデータ、パフォーマンスデータ、証券化関連契約書類
- ② 裏付資産に関する、中立的な機関から公表された中立性・信頼性の認められる公開情報
- ③ オリジネーターに関する、当該者が対外公表を行っている情報
- ④ その他、オリジネーターに関し、当該者から書面ないし面談にて入手した情報

なお、JCRは格付申込者等から格付のために提供を受ける情報の正確性に関する表明保証を受けている。

8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：

JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、いずれかの格付関係者による表明保証もしくは対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。

9. 資産証券化商品の情報開示にかかる働きかけ：

(1) 情報項目の整理と公表

JCRは、資産証券化商品の信用格付について、第三者が独立した立場で妥当性を検証できるよう、裏付資産の種類別に、第三者が当該信用格付の妥当性を評価するために重要と認められる情報の項目をあらかじめ整理してホームページ上で公表している。

(2) 情報開示にかかる働きかけの内容及びその結果の公表

JCRは、本資産証券化商品の格付関係者に対し、当該資産証券化商品に関する情報（上記の情報項目を含む。）の開示を働きかけた。

働きかけの結果、格付関係者が公表に同意した情報の項目について、JCRは、格付関係者の委任を受け、格付関係者に代わりここで当該情報を公表する（上記格付事由及び格付対象を参照）。なお、公表に対して同意を得られていない情報の項目については、上記格付事由および格付対象の箇所未公表と表示している。

10. 資産証券化商品についての損失、キャッシュフローおよび感応度の分析：

格付事由参照。

11. 資産証券化商品の記号について：

本件信用格付の対象となる事項は資産証券化商品の信用状態に関する評価である。本件信用格付は裏付けとなる資

産のキャッシュフローに着眼した枠組みで付与された格付であって、資産証券化商品に関し (a) 規定の配当/利息が期日通りに支払われること、(b) 元本が信託期間満了日までに全額償還/返済されることの確実性に対するものであって、ゴーイングコンサーンとしての債務者の信用力を示す発行体格付とは異なる観点から付与されている。

12. 格付関係者による関与：

本件信用格付の付与にかかる手続には格付関係者が関与した。

13. JCR に対して直近 1 年以内に講じられた監督上の措置：なし

■ 留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCR の格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR の格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいております。JCR の格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR の格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

予備格付：予備格付とは、格付対象の重要な発行条件が確定していない段階で予備的な評価として付与する格付です。発行条件が確定した場合には当該条件を確認し改めて格付を付与しますが、発行条件の内容等によっては、当該格付の水準は予備格付の水準と異なることがあります。

■ NRSRO 登録状況

JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。

■ 本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル